

富岡町震災遺産保全等に関する条例

富岡町教育総務課生涯学習係長（主任学芸員） 三瓶 秀文

1 条例制定に至った背景と経緯

福島県富岡町は、福島県浜通りの南北ほぼ中央に位置しています。平成23年3月11日の東日本大震災では地震・津波、そしてそれらを原因に引き起こされた原子力発電所の事故により全域が避難指示区域に指定され三重の被害を受けました。原子力発電所の事故によって全域が警戒区域となった富岡町（その後の平成25年3月の区域再編を経て帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域となった。）では、地域から住民が長期間にわたって不在となるという事態を招きました。地域と住民が長期にわたって離れる事態から、再び人々が地域とつながりを持っている

と感じられることや、それまで生活していた地域（ふるさと）を肯定的に捉えることができるようになるためには、震災によって経験した様々な事象と直接的に向き合う必要があります。

富岡町は平成29年4月1日から一部の帰還困難区域を除いて避難指示解除となり、現在、住民の帰還が始まったばかりです。この避難指示解除が始まる直前に制定された「富岡町震災遺産保全等に関する条例」では、

- ① 東日本大震災と原子力災害が富岡町と富岡町民に及ぼした影響、教訓を発信する（風化防止）
- ② 富岡町が災害から復興へ向かう姿勢を発信する

ことを目的としています。

富岡町は、避難指示が継続されている段階の平成26年6月に富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチームを設置し、積極的に地域の資料（地域資料）、震災によって生まれた遺産（震災遺産）の保全を行ってきました。

震災遺産では、これまで5400点以上の資料を収集・保全し、被災した建物などを指す、いわゆる震災遺構以外のものも広義に震災の影響を受けたものとし、「震災遺産」として保全しています。また、福島県立博物館を事務局として「ふくしま震災遺産保全プロジェクト」も設置され、富岡町も構成員として震災遺産の保全を積極的に行いました。このふくしま震災遺産保全プロジェクトは平成



災害対策本部となった富岡町文化交流センター会議室



津波の被害を受けたJR富岡駅

29年3月まで継続され、県内各地の事務局を務めた福島県立博物館を中心に県内各地の多くの震災遺産の保全を行っています。

2 条例を基にしたこれまでの取組

これまでの取組として富岡町は、全町避難が続く平成28年3月に町民の多くが避難する福島県いわき市で企画展「富岡町の成り立ちと富岡・夜の森」同時開催 富岡町震災遺産展 複合災害とこれから」を開催しました。この企画展示の公開に先立って富岡町震災遺産保全宣言を行っています。また、企画展に合わせて行われたシンポジウムでは震災遺産・地域資料の保全の意義や、町内で活動する震災後の町民の活動などを研究者や関係機関、住民など様々な立場から発していただきました。

震災遺産保全宣言は、今回の「富岡町震災遺産保全等に関する条例」の基となる理念として、また震災・原子力災害の経験と教訓に住民と一緒に向き合い、復興へ進む町の姿勢としてなされています。

3 条例内容・設計の解説

この条例は、東日本大震災及び原子力災害により影響を受けた①有形の所産（被害を受

けた建造物・災害対応等によって使用された印刷物など）、②無形の所産（口述記録など）、③震災と原子力災害により発生した景観、④その他災害の風化防止あるいは教育、伝承等において活用の価値を有するものを震災遺産と位置付け、その保全と有効なる活用を図るため、富岡町震災遺産保全宣言の精神に基づき保全活動を推進することを基本方針としています。

そのうち特に重要なものについては、文化財保護行政に見られる指定制度ではなく「認定」制度を設け、認定を受けたものについては「町認定」を公称することができるものとしています。

条例は7条で構成され、第1条に目的として、東日本大震災及び原子力災害により、富岡町及び富岡町民が経験し、影響を受けた所産等の資料（以下「震災遺産」という。）を保全・管理・活用し、地域及び住民に及ぼした様々な影響や教訓を発信することで風化の防止と町の再生・復興に資することを目的とすることを謳い、第2条にその範囲として震災・原子力災害の被害を受けた有形のもの、又は避難体験や口述記録などの無形のものも含めてその範囲を定めています。

第3条には、町は震災遺産の保全と有効となる活用を図るため、富岡町震災遺産保全宣



国道に住民が掲げた横断幕



避難誘導中に津波で被災したパトカー

言の精神に基づき保全活動を推進することを明記し、条例の最後に別記としてこの宣言を記載しています。

第4条では、富岡町教育委員会は町内に存する震災遺産のうち、特に重要なものを富岡町認定震災遺産に認定することができることとし、特に文化財保護行政のような指定制度ではなく認定制度として町が認定した震災遺産とすることができる旨を記述しました。第5条では資料の価値が滅失した場合の認定の解除を記載しました。第6条では「町は保全した震災遺産の公開・活用を積極的に行い、地域が災害から復興へ向かう姿を積極的に発信するものとする」とし、震災・原子力災害からの風化防止とこれから復興へ向かう町の姿を震災遺産の活用を通して積極的に展開する姿勢を明記したものです。

そして、最後に第7条として委任事務を定め、最後に別記として先述の「震災遺産保全宣言」を記し、富岡町が歴史的災害である東日本大震災と原子力発電所事故の影響拡大による原子力災害の風化を防ぐとともに、未来・世界に教訓を発信し経験を継承するために、町内で生じた、あるいは町民が有する等、富岡町に関する震災遺産の保全と有効な活用を行う姿勢を明記しています。

今後、この条例を通して東日本大震災及び

原子力災害が地域に及ぼした様々な影響や教訓を発信することで風化の防止と町の再生・復興につながることが期待されます。

4 今後の展望

今後の展望として、この条例にある精神を大切に地域住民とともに震災・原子力災害と向き合い復興へ進む足掛かりとして、震災遺産の認定制度などを使って、この複合災害で得た被災の記録や教訓を大切に歩を進めるための施策を打ち出していくことを具体化したいと考えています。

特に認定制度を活用し、地域にとって重要な意味を持つ震災遺産の活用を広く行ってきたいと思います。

最後に条例の内容を紹介し稿を終えることとします。

富岡町震災遺産保全等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東日本大震災及び原子力災害により、富岡町及び富岡町民が経験し、影響を受けた所産等の資料(以下「震災遺産」という。)を保全・管理・活用し、地域及び住民に及ぼした様々な影響や教訓を発信することで風化の防止と町の再生・復興に資することを目的とする。

(範囲)

第2条 この条例で「震災遺産」とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、標識、工芸品、書籍、典籍、印刷物、筆跡、衣服、その他有形の所産
- (2) 口述記録、音楽、工芸技術、その他無形の所産
- (3) 景観等
- (4) その他災害の風化防止あるいは教育、伝承等において活用の価値を有するもの

(基本方針)

第3条 町は震災遺産の保全と有効なる活用を図るため、富岡町震災遺産保全宣言(別記)の精神に基づき保全活動を推進する。

(認定)

第4条 富岡町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は町内に存する震災遺産のうち、特に重要なものを富岡町認定震災遺産(以下「町認定震災遺産」という。)に認定することが出来る。

2 前項の規定により認定を受けたものは、町認定震災遺産を公称することが出来る。

(解除)

第5条 教育委員会は町認定震災遺産が当該遺産としての価値を失った場合、その他特殊な事由があるときは認定を解除することが出来る。

(公開・活用)

第6条 町は保全した震災遺産の公開・活用を積極的に行い、地域が災害から復興へ向かう姿を積極的に発信するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日より施行する。

別 記

富岡町震災遺産保全宣言

富岡町は、歴史的災害である東日本大震災と原子力発電所事故の影響拡大による原子力災害の風化を防ぐとともに、未来・世界に教訓を発信し経験を継承するために、町内で生じた或いは町民が有する等、富岡町に関する震災遺産の保全と有効なる活用を宣言する。

記

- (1) 東日本大震災及び原子力災害の経験、記憶を風化させないために、町民とともに広く継続的な資料収集に努めます。
- (2) 東日本大震災及び原子力災害から復興過程で生じる情報や文書、電子データ等も震災遺産として位置づけ、町や関係団体のみならず、町民や事業者が保管している電子データ等も協力をいただける範囲で保全して行きます。
- (3) 保全した資料は適切に整理・管理し、文書や電子データ等は将来的な一般への閲覧・利用を目指します。
- (4) 保全した資料は適宜活用し、継続的な風化防止の啓蒙や防災教育等の事業を進めます。
- (5) 保全した資料のうち、特に重要なものは町の認定震災遺産として位置づけ、後世への継承を図ります。
- (6) 震災遺産の収集は、町が概して地域及び町民が復興を遂げたと判断できる状況に至ったことを以て終了とします。

平成28年3月9日

福島県 富岡町